

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

舞鶴市長 鴨田 秋津

市町村名 (市町村コード)	舞鶴市 26202		
地域名 (地域内農業集落名)	和田・城北地区 (青井)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7年 1月 22日 (第 1 回)		

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状として農地は個人ごとに管理を行っている。
獣害は多いが、檻の設置等の対策により近年は減少している。
高齢化や担い手不足により農家数が減少し、農地の維持管理が非常に困難になっている。また、ほ場整備ができていない状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

栽培作物については、水稻を中心に耕作を行う。個人ごとに農地を管理しているが、管理が続けられなくなったら、耕作意欲のある若い担い手や地区外の担い手に集約していきたい。
地区外からの耕作者や移住者等の受け入れも行い、地元としても支援しながら農地を守っていきたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.79 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

地域計画の対象地は農振農用地を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を利用して地区外の担い手や耕作意欲のある若い担い手へ農地の集約化を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
大規模なほ場整備の予定はないが、軽微な整備を検討していきたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者に対し、担い手となれるように地域としても積極的に支援をする。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は集落全体で行うため、農作業受託等は検討中。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

✓	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料		③スマート農業		④輸出		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣の出没が多く、被害が増える場合は檻やメッシュ柵の設置・管理を行う。
⑦多面的・中山間直接支払交付金を利用して、地域内農地の保全に努める。